

平成30年度から 国民健康保険料の料率などが変わります

問 国保医療課 国民健康保険係 28-6020

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者全員が保険料を出し合い、お互いに助け合う、我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

平成30年度の国保料は、国保運営協議会の答申を受けて、**1人あたり平均4.8%引き下げ**ます。

本市の国保料は平成24年度に約7%の引き下げを実施し、平成29年度までそれを維持してきました。平成29年度は、追加公費などによる新たな歳入の確保や収納率の向上、医療費の適正化などによって黒字が見込まれることから、引き下げを行うものです。

今後も国保会計の健全な運営に努めますので、ご協力をお願いします。

国保料率の比較

区分		改正前 平成29年度	改正後 平成30年度
医療分 【賦課限度額】 ○改正前：540,000円 ○改正後：580,000円	所得割	6.85%	7.00%
	資産割	22.67%	23.32%
	均等割	24,840円	26,680円
	平等割	18,720円	18,680円
後期高齢者支援金分 【賦課限度額】190,000円	所得割	2.86%	2.19%
	資産割	8.59%	7.28%
	均等割	9,480円	8,200円
	平等割	7,080円	5,760円
介護納付金分 【賦課限度額】160,000円	所得割	2.89%	2.08%
	資産割	9.78%	8.83%
	均等割	10,800円	9,600円
	平等割	5,640円	4,280円

※賦課限度額とは、1世帯の国民健康保険料の上限額のことです
※所得に応じた保険料の軽減（7割、5割、2割）があります

国保料のモデルケース

例①



夫：45歳 営業所得200万円
妻：42歳 所得なし
子ども：1人
固定資産税額：10万円



区分	平成29年度	平成30年度	差額
医療分	230,300円	238,900円	8,600円
支援分	91,800円	74,200円	△17,600円
介護分	85,200円	67,000円	△18,200円
合計	407,300円	380,100円	△27,200円

例②



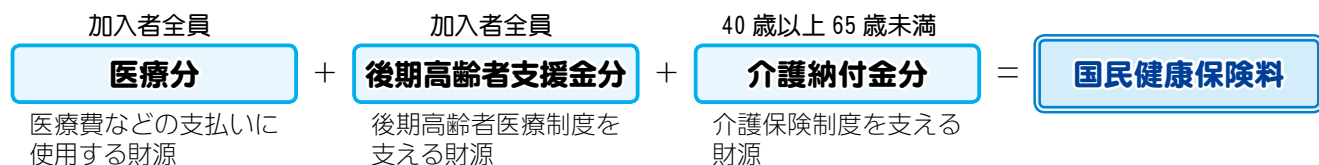
【2割軽減世帯】
夫：70歳 年金収入250万円
妻：68歳 年金収入120万円
固定資産税額：10万円



区分	平成29年度	平成30年度	差額
医療分	143,800円	148,800円	5,000円
支援分	57,100円	46,200円	△10,900円
介護分	—	—	—
合計	200,900円	195,000円	△5,900円

※世帯の構成、前年度所得、固定資産税などにより引き下げ額が異なります。限度額を超えている世帯や前年度所得が増加している世帯は、減額とならない場合もあります

国民健康保険料の内訳



国民健康保険料の引き上げ抑制にご協力ください！

- 病気の早期発見や未然防止のため、年に1度は特定健診やがん検診を受診しましょう。詳しくは、広報5月号に同封した「平成30年度総合健診カレンダー」をご覧ください。
- 医療費を抑え国保の負担する保険給付費を削減することは、保険料の引き上げ抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心掛けるようお願いします。